

ふじみ野市手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
別表(第2条、第5条、第8条関係)				別表(第2条、第5条、第8条関係)			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
63	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査		次に掲げる額を合計した額(第4号及び第5号を除く。)	63	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査		次に掲げる額を合計した額(第3号及び第4号を除く。)
	(1) 一戸建ての住宅	1件につき	5,000円		(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額						
	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円		ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸数(イからオまでにおいて「住戸数」という。)が1戸のもの	1件につき	5,000円
	イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	23,000円		イ 住戸数が1戸を超え5戸以上のもの	1件につき	10,000円

<p>一トール以上500平方メートル以内のもの</p>			<p>内のもの</p>		
<p>ウ 住戸数が5戸を超え10戸以内のもの</p>	1件につき		<p>ウ 住戸数が5戸を超え10戸以内のもの</p>	1件につき	18,000円
<p>エ 住戸数が10戸を超え25戸以内のもの</p>	1件につき		<p>エ 住戸数が10戸を超え25戸以内のもの</p>	1件につき	31,000円
<p>オ 住戸数が25戸を超えるもの</p>	1件につき		<p>オ 住戸数が25戸を超えるもの</p>	1件につき	52,000円
<p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>			<p>(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	11,000円	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	1件につき	10,000円
<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	19,000円	<p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	19,000円
<p>(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	1件につき	前3号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額	<p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</p>	1件につき	前2号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
<p>(5) 前4号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出</p>	1件につき	前4号の手数料の金額の欄に定める額に38の項の各号に	<p>(4) 前3号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出</p>	1件につき	前3号の手数料の金額の欄に定める額に38の項の各号に

	を伴う申請に対する審査		規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、39の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額		を伴う申請に対する審査		規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、39の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額
64	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>		次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。)	64	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸数(イからオまでにおいて「住戸数」という。)が1戸のもの</p>		次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。)
		1件につき	40,000円			1件につき	38,000円
		1件につき	44,000円				

<u>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>			<u>イ 住戸数が1戸を超え5戸以内のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>66,000円</u>
<u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>80,000円</u>	<u>ウ 住戸数が5戸を超え10戸以内のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>96,000円</u>
<u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>135,000円</u>	<u>エ 住戸数が10戸を超え25戸以内のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>140,000円</u>
<u>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</u>			<u>オ 住戸数が25戸を超えるもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>203,000円</u>
<u>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>			<u>(2) 共同住宅の共用部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>111,000円</u>
<u>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>20,000円</u>			
<u>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メー</u>	<u>1件につき</u>	<u>22,000円</u>			

	53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定				53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定			
	(1) (略)	(略)	(略)		(1) (略)	(略)	(略)	
	(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(前号アに掲げる場合を除く。)				(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(前号アに掲げる場合を除く。)			
	ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの				ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの			
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円	
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円	
	イ (略)	(略)	(略)		イ (略)	(略)	(略)	
	(3) (略)	(略)	(略)		(3) (略)	(略)	(略)	
66	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費</u>		<u>次に掲げる額を合計した額</u>	66	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費</u>		<u>次に掲げる額を合計した額</u>	

性能向上計画の認定の申請に対する審査

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

一の建築物につき
5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用

一の建築物につき
11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額

性能向上計画の認定の申請に対する審査

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

一の建築物につき
5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用

一の建築物につき
11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額

部分の床面積を除く。 (イ)、次号イ並びに67の項 第1号イ、第2号イ及び第3 号イにおいて同じ。)の合 計が300平方メートル未満 のもの		とする。
(イ) 床面積の合計が300平 方メートル以上500平方メ ートル以内のもの	一の建築物 につき	23,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、38の項 又は39の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
ウ 非住宅用途を含む建築物 の非住宅部分について次に 掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平 方メートル未満のもの	一の建築物 につき	11,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、38の項 又は39の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
(イ) 床面積の合計が300平 方メートル以上500平方メ	一の建築物 につき	19,000円。ただし、 審査申出を併せて

部分の床面積を除く。 (イ)、次号イ並びに67の項 第1号イ、第2号イ及び第3 号イにおいて同じ。)の合 計が300平方メートル未満 のもの		とする。
(イ) 床面積の合計が300平 方メートル以上500平方メ ートル以内のもの	一の建築物 につき	23,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、38の項 又は39の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
ウ 非住宅用途を含む建築物 の非住宅部分について次に 掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平 方メートル未満のもの	一の建築物 につき	11,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、38の項 又は39の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
(イ) 床面積の合計が300平 方メートル以上500平方メ	一の建築物 につき	19,000円。ただし、 審査申出を併せて

<p><u>一トール以内のもの</u></p>		<p>行う場合は、38の項 又は39の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。</p>
<p>(2) <u>前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p>		
<p><u>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>		
<p><u>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p><u>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額</p>

<p><u>一トール以内のもの</u></p>		<p>行う場合は、38の項 又は39の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。</p>
<p>(2) <u>前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</u></p>		
<p><u>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>		
<p><u>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p><u>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額</p>

イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		とする。
	(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	一の建築物につき 80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	一の建築物につき	135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(3) <u>第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</u>		
ア <u>一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それ</u>		

イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		とする。
	(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	一の建築物につき 80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	一の建築物につき	135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

それぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 一の建築物につき 20,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 一の建築物につき 22,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 一の建築物につき 38,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	一の建築物につき	66,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、38の項 又は39の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
(4) <u>第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	一の建築物につき	267,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、38の項 又は39の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	一の建築物につき	334,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、38の項 又は39の項の各号

(3) <u>第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	一の建築物につき	267,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、38の項 又は39の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	一の建築物につき	334,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、38の項 又は39の項の各号

(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

130,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(6) 建築物のエネルギー消費性

一の建築物

前各号の手数料の

に規定する手数料の額を加算した額とする。

(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

130,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(5) 建築物のエネルギー消費性

一の建築物

前各号の手数料の

に規定する手数料の額を加算した額とする。

	<p>能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(7) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合</p>	<p>につき</p> <p>一の建築物につき</p>	<p>金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>第1号から第5号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>		<p>能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(6) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合</p>	<p>につき</p> <p>一の建築物につき</p>	<p>金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>第1号から第4号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>		
67	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	(略)	次に掲げる額を合計した額	(略)	67	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	(略)	次に掲げる額を合計した額	(略)

	(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの				(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの			
	ア (略)	(略)	(略)		ア (略)	(略)	(略)	
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額				イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	38,000円		(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	38,000円	
	(イ) (略)	(略)	(略)		(イ) (略)	(略)	(略)	
	(4)・(5) (略)	(略)	(略)		(4)・(5) (略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	